

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する基本的な方針（案）」に関する意見募集について

平成 25 年 9 月 28 日
厚生労働省健康局
臓器移植対策室

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）第 9 条に基づき、厚生労働大臣は、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を定めることとされております。

基本方針にどのような内容を盛り込むべきか等については、厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会において議論されました。

造血幹細胞移植委員会における議論を踏まえ、このたび、基本方針（案）を作成いたしましたので、下記のとおり御意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

平成 25 年 9 月 28 日（土）から平成 25 年 10 月 27 日（日） 17：00 まで

（郵送の場合は同日必着）

2 資料の入手方法

意見公募対象となる告示案の概要については、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口【e-Gov】 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 意見の提出方法

御意見につきましては、以下のいずれかの方法で、日本語にて提出してください。（2）及び（3）で御提出いただく場合は、意見書（別紙様式）に記載の上、件名に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する基本的な方針（案）について」と御記入願います。

なお、電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへの
ボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を
行ってください。

(2) 郵送の場合
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康局臓器移植対策室あて

(3) FAXの場合
FAX番号：03-3593-6223
厚生労働省健康局臓器移植対策室あて

4 意見記入要領

氏名・住所等の連絡先（電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス）を必ず明記のうえ、御意見の概要及び理由（日本語に限ります。）を御記入ください。

5 意見提出上の留意事項

提出されました御意見は、取りまとめの上、電子政府の総合窓口【e-Gov】
(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載いたします。

掲載に当たっては、氏名及び住所等の連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

別紙様式

意見書

平成 年 月 日

厚生労働省健康局臓器移植対策室 へ

氏名（注1）：

郵便番号：〒

住所（注2）：

電話番号：

FAX番号：

電子メールアドレス：

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する基本的な方針（案）」に関して意見を提出いたします。

（以下に意見の概要及び理由を記載してください。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付してください。）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2 法人又は団体にあつては、その所在地を記載してください。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。別紙に記載する場合はページ番号を記載してください。